

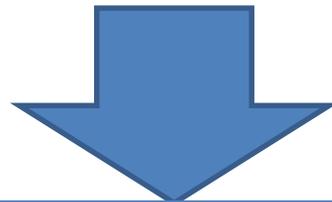
日EU・EPAの概要

2018年2月

経済産業省

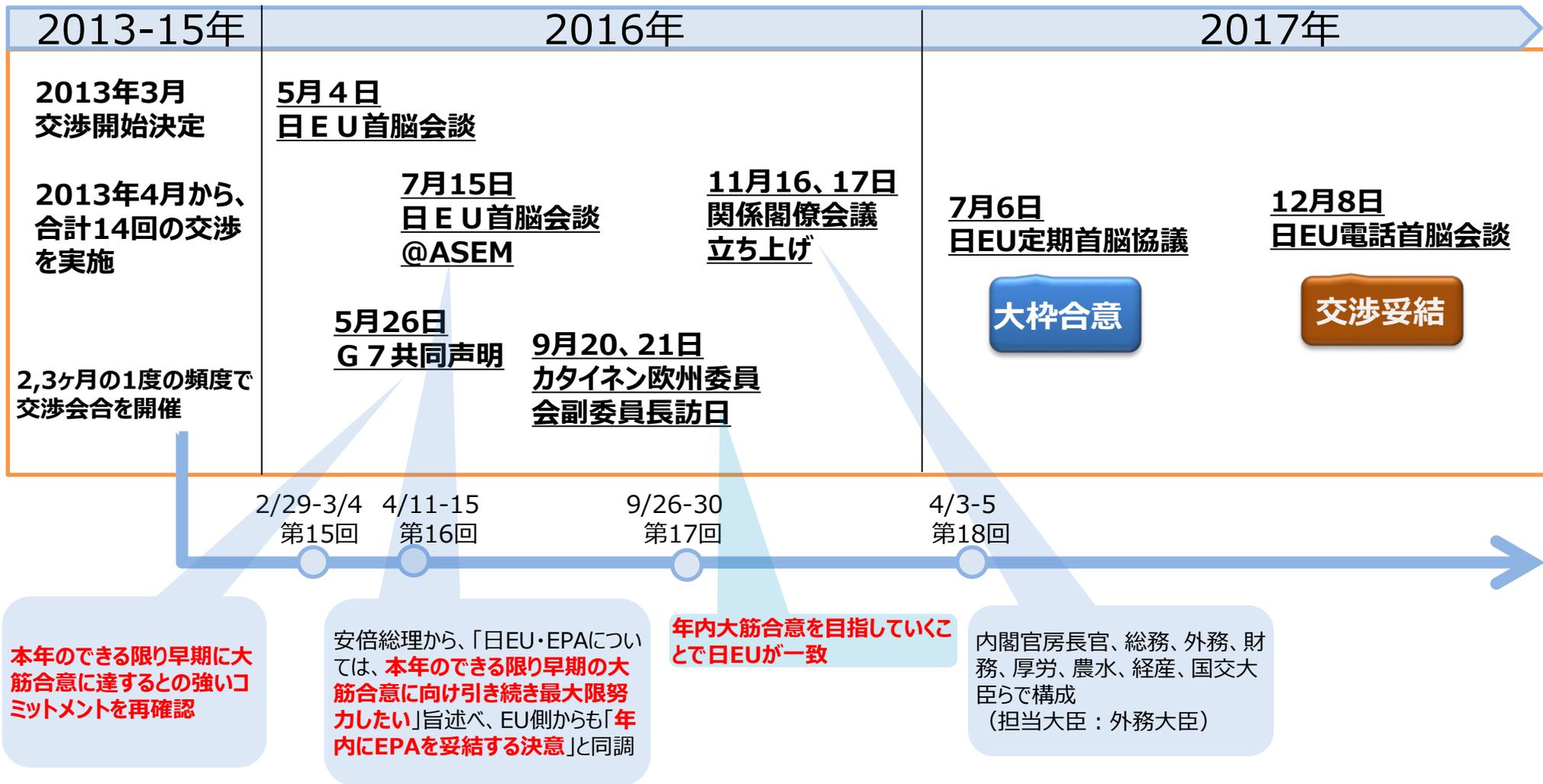
他国のEUとのFTA締結状況

	韓国 (EU・韓国 FTA)	カナダ (CETA)
署名	2010年10月	2016年10月
発効 (暫定適用)	2015年12月 (2011年7月)	未発効 (2017年9月)
鉱工業製品の 関税撤廃率	100%	100%



先行してEUとFTAを締結した国と比べて、
EU市場での日本企業の競争条件に遅れ

日EU・EPA交渉の経緯



日EU・EPA【交渉妥結】

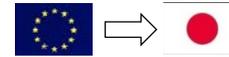
1 意義

- 本協定は、アベノミクスの成長戦略の重要な柱。(総理施政方針演説等)
- 本協定は、自由で公正なルールに基づく、21世紀の経済秩序のモデル。(国有企業, 知的財産, 規制協力等)
- 交渉妥結は、日EUが引き続き自由貿易の牽引役として世界に範を示し続けるとの力強いメッセージ。

2 経緯

- 平成25年3月:交渉開始 ⇒ 平成29年7月:大枠合意 ⇒ 同年12月:交渉妥結
⇒ 早期の署名・発効に向け, 引き続き作業を継続。

3 概要



(1)日本製品のEU市場へのアクセス(「攻め」)

□ EU側撤廃率:約99%。(注1)(注2)

● 工業製品

- ✓ 100%の関税撤廃を達成。
- ✓ 乗用車(現行税率10%):8年目に撤廃。
- ✓ 自動車部品:貿易額で9割以上が即時撤廃。

● 農林水産品等

- ✓ 牛肉, 茶, 水産物等の輸出重点品目を含め, ほぼ全ての品目で関税撤廃(ほとんどが即時撤廃)。
- ✓ 酒類については, 日本ワインの輸入規制(醸造方法・輸出証明)を撤廃。自由な流通が可能。
- ✓ 農産品や酒類(日本酒等)に関する地理的表示(GI)の保護を確保。

(2)EU製品の日本市場へのアクセス(「守り」)

□ 日本側撤廃率:約94%(注2)

(農林水産品:約82%, 工業品等:100%)。

● 農林水産品

- ✓ コメは, 関税削減・撤廃等の対象から除外。
- ✓ 麦・乳製品の国家貿易制度, 糖価調整制度, 豚肉の差額関税制度は維持。関税割当てやセーフガード等の有効な措置を確保。
- ✓ ソフト系チーズは関税割当てとし, 枠数量は国産の生産拡大と両立可能な範囲に留めた。
- ✓ 牛肉は15年の関税削減期間とセーフガードを確保。

● 工業製品

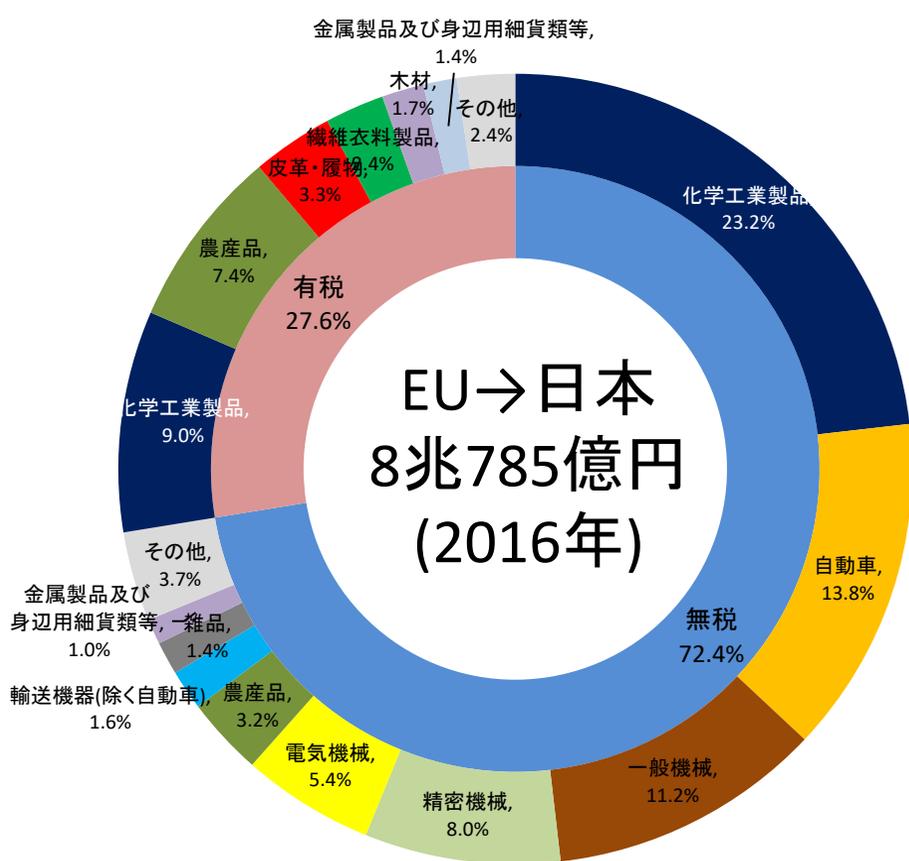
- ✓ 化学工業製品, 繊維・繊維製品等:即時撤廃。
- ✓ 皮革・履物(現行税率最高30%):11年目又は16年目に撤廃。

(注1)EU側の撤廃率はEU側公表資料による。交渉中に使用した2012年のHSコードに基づくもの。2017年のHSコードに基づくものに変換する際, 数字が変わる可能性がある。

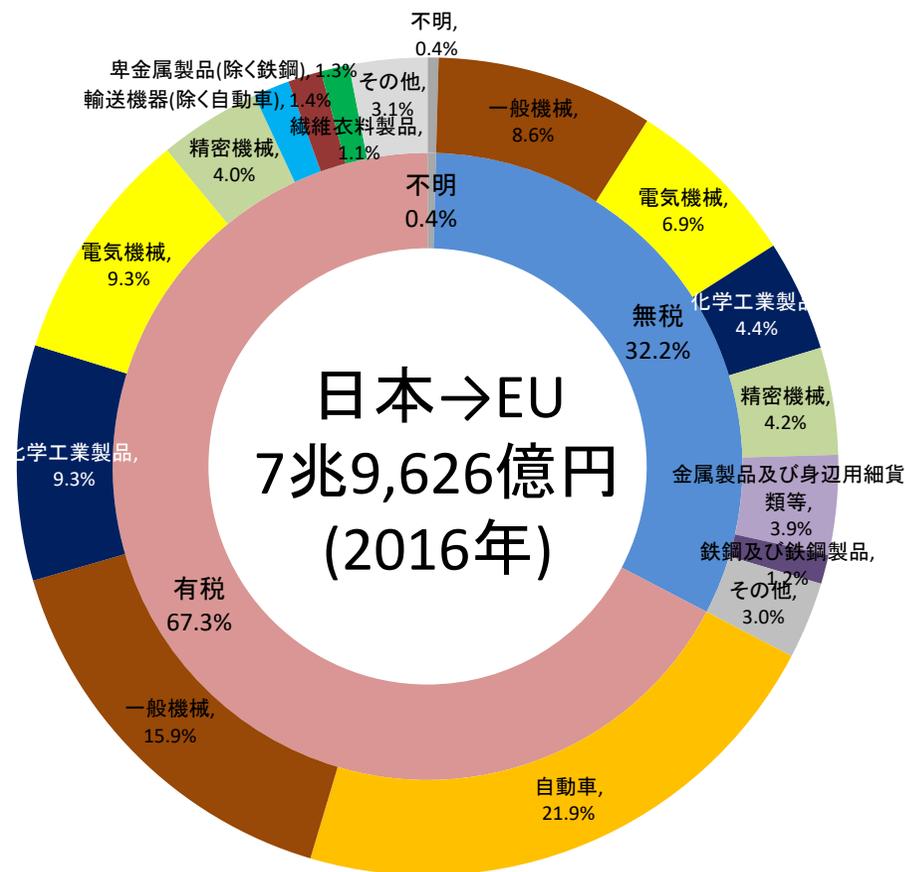
(注2)撤廃率は, 品目数ベースで算出したもの。

EUとの貿易関係(2016年)

✓ EU側有税品目(例:乗用車10%、電気・電子機器最大14%)は、日本側輸出額の7割弱に対して、日本側有税品目はEUからの輸入額の3割弱



貿易データ:財務省貿易統計から経産省集計(2016年)
 関税データ:実行関税率表(2016年4月)
 (関税割当等の内枠を有税とする)



貿易データ:GTA(8桁ベース)(2016年)
 関税データ:WTO-IDB(2016年)

関税

- ✓ 日→EU間の工業製品に関する輸出関税撤廃率：**品目・貿易額ともに100%撤廃**
- ✓ 日本に先行してEUとの間でFTA/EPAを締結し、EU市場で関税撤廃がなされる競合国企業に対する日本の中堅・中小企業の**競争力が改善**

例) 日本からEUへの輸出額及びEU側の関税率

一般機械：1兆9600億円

(ボールベアリング 8.0%、エンジン(船舶・自動車用除く) 4.2%)

化学品：1兆948億円

(印刷インキ 6.5%、写真用の化学調製品 6.0%)

電気機械：1兆2932億円

(液晶TV 14%、モニター 14%)

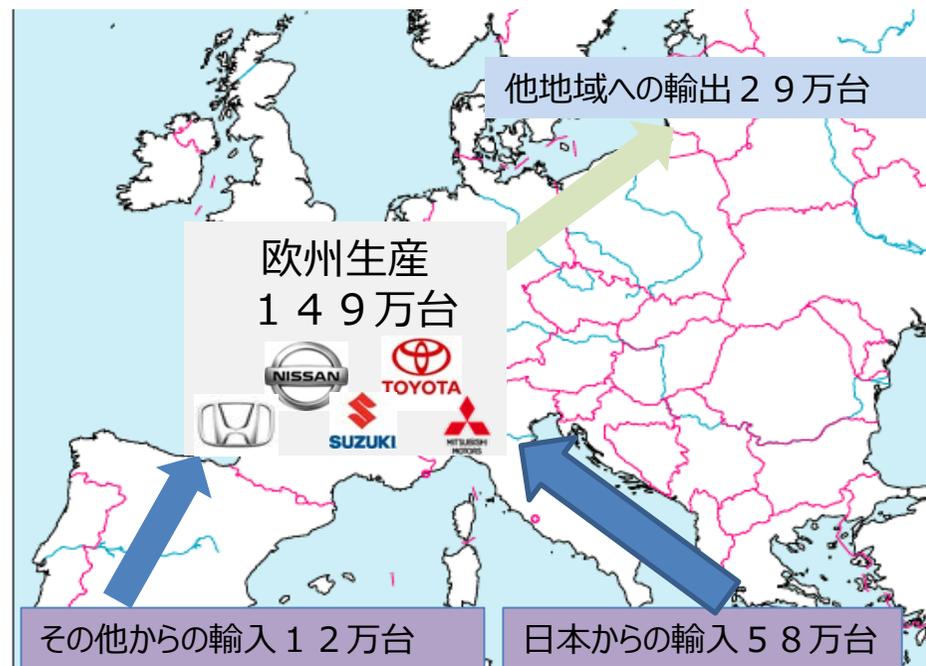
関税(完成車)

品目	EUへの輸出額 (億円)	EU側 関税率	交渉結果	主な輸出先
乗用車 (電気自動車含む)	10039.0	10%	8年目撤廃	イタリア、ベルギー、 英国等
トラック	48.5	10-22%	8年目撤廃	イタリア、フランス、 オランダ等

<参考>日EU及び韓EU間の自動車貿易

	日本→EU		韓国→EU	
	2009年	2016年	2009年	2016年
輸出台数	69万台	58万台	35万台	40万台
現地生産台数	114万台	149万台	27万台	70万台
EUでの販売台数	185万台	186万台	58万台	92万台
EU市場でのシェア	13.1%	12.7%	4.1%	6.3%

<参考>欧州における自動車産業の展開

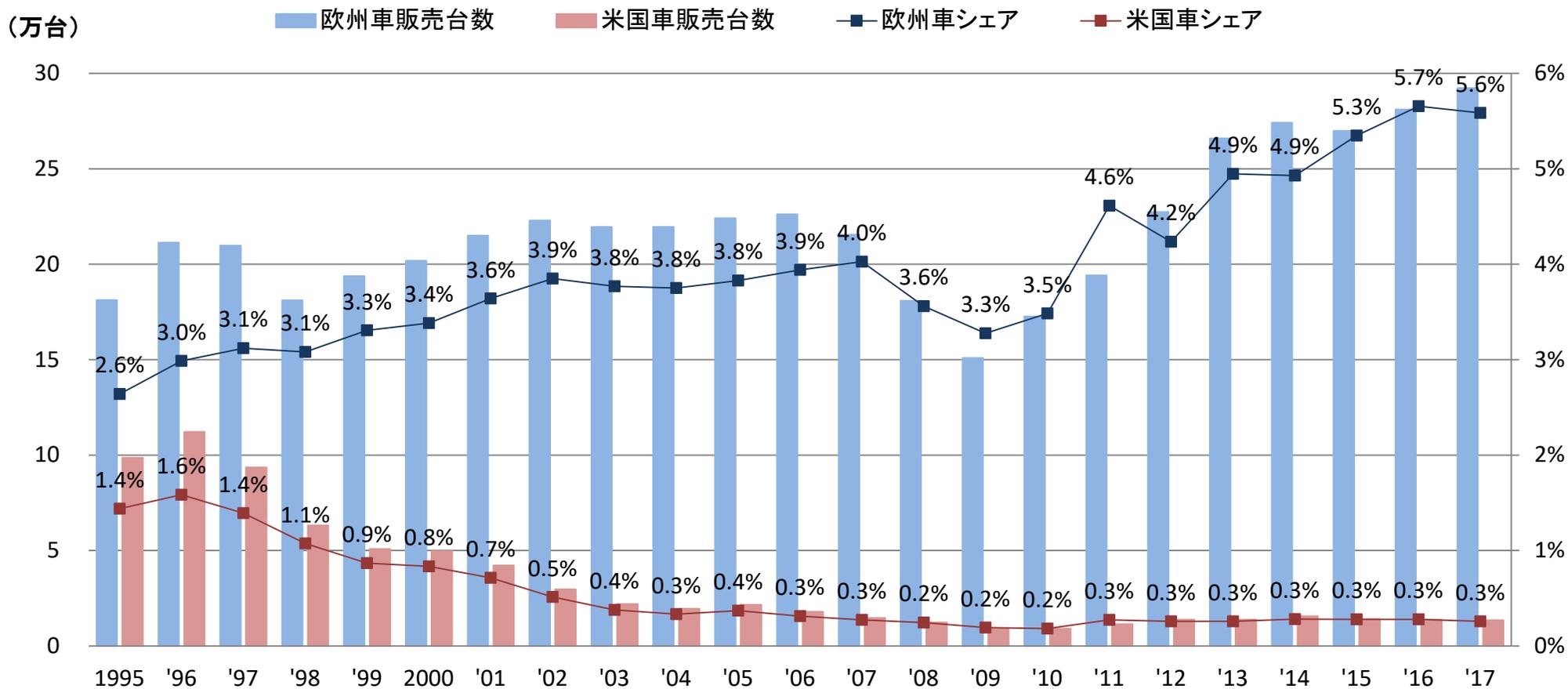


出典) 輸出台数: Global Trade Atlas 販売台数・市場シェア: 欧州自動車工業会 現地生産台数: 日本自動車工業会等

(参考)日本の自動車市場における輸入車シェア

- 2017年の輸入車販売台数は、1997年以来20年ぶりに30万台を突破。
- 欧州系メーカーは、日本市場における販売シェアを1995年の2.6%から2017年には5.6%まで上昇させている一方で、米系メーカーは1.4%から0.3%まで減少。

【日本市場における欧州車・米州車の販売】



関税(自動車部品)

品目	EUへの輸出額 (億円)	EU側 関税率	交渉結果	主な輸出先
ギヤボックス	2773.3	3-4.5%	即時撤廃	オランダ、ベルギー、ドイツ等
ホールベアリング 円錐ころベアリング	1339.8	8.0%	8年目撤廃	ドイツ、オランダ、フランス等
大型エンジン、 その他のエンジン部品	893.9	2.7%	即時撤廃	フランス、英国、ハンガリー等
乗用車用タイヤ	807.7	4.5%	即時撤廃	ドイツ、ベルギー、英国等
プラスチック製品 (自動車用のシャシばね等)	525.6	6.5%	8年目撤廃	ドイツ、英国、ベルギー等
その他の自動車部品	442.9	3.5%	即時撤廃	英国、ドイツ、フランス等
コンプレッサー	404.6	2.2%	即時撤廃	ドイツ、オランダ、イタリア等

出典：Global Trade Atlas

関税撤廃により裨益する企業の例

企業	製品	EU側の関税率	主な輸出先
N社(茨城県)	精密治具製造	関税率1.0-2.8%	ドイツ
K社(栃木県)	歯車製造	関税率0.3-4.5%	フランス

関税(一般機械・精密機械)

品目	EUへの輸出額 (億円)	EU側 関税率	交渉結果	主な輸出先
ターボジェット・プロペラの部品	1389.9	2.7-4.1%	4年目撤廃	英国、ドイツ、スペイン等
リチウムイオン蓄電池	550.0	2.7%	即時撤廃	オランダ、ドイツ、オーストリア等
カメラ用レンズ	547.1	6.7%	4年目撤廃	オランダ、ドイツ英国等
溶接機部品	519.9	2.7%	即時撤廃	ベルギー、英国、ドイツ等
送受信機器(モニター含む)部品	286.8	5%	即時撤廃	スロバキア、ハンガリー、ドイツ等
旋盤(金属切削用、数値制御式)	286.5	2.7%	4年目撤廃	ドイツ、イタリア、オランダ等
電気基盤(1,000ボルト以下)	267.5	2.1%	6年目撤廃	ドイツ、英国、オランダ

出典 : Global Trade Atlas

関税撤廃により裨益する企業の例

企業	製品	EU側の関税率	主な輸出先
S社(北海道)	農業機械	7.0%	欧州各国
N社(長野)	精密板金工作機械	2.7%	ルーマニア

関税(繊維製品・化学工業製品)

品目	EUへの輸出額 (億円)	EU側 関税率	交渉結果	主な輸出先
化合織の糸・ 織物	477.3	3.8－8.0%	即時撤廃	ドイツ、イタリア、フランス等
筆記用インキ	261.2	6.5%	8年目撤廃	フランス、ベルギー、ドイツ等
不織布・ 特殊糸	129.9	4.0－12.0%	即時撤廃	イタリア、ドイツ、ベルギー等
衣料品(ジャケット、 ネクタイ等)	107.2	6.3－12.0%	即時撤廃	フランス、イタリア、英国等
コーテッド織物類 (工業用繊維等)	59.9	4.0－8.0%	即時撤廃	ドイツ、イタリア、オランダ等
綿の糸・織物	43.6	4.0－8.0%	即時撤廃	イタリア、フランス、英国等
毛の糸・織物	11.1	3.2－8.0%	即時撤廃	イタリア、フランス、英国等
ジーンズ	3.9	12.0%	即時撤廃	フランス、ドイツ、イタリア等

出典: Global Trade Atlas

関税撤廃により裨益する企業の例

企業例	製品	EU側の関税率	主な輸出先
S工業組合(愛媛)	高品質タオル	6.9－12%	欧州各国
K社(福岡)	繊維製品の製造	8.0%	欧州各国
B社(岡山)	帆布	8.0%	英国、ドイツ、フランス
K社(山梨)	ネクタイ	3.0－7.2%	フランス
F社(静岡)	織布	3.0－7.2%	イタリア、フランス

関税(その他鋳工業製品)

品目	EUへの輸出額 (億円)	EU側 関税率	交渉結果	主な輸出先
陶磁器	12.5	5.0-12.0%	即時撤廃	オランダ、ドイツ、フランス等
刃物	10.5	2.7%	即時撤廃	フランス、ドイツ、英国等
化粧筆	9.0	3.7%	即時撤廃	オランダ、ドイツ、英国等
台所用の木製家具 (ダイニングチェア除く)	0.18	2.7%	即時撤廃	オランダ、ドイツ、英国等
鉄製の食器	0.1	3.2%	即時撤廃	フランス、ドイツ、オランダ等
竹製・とう製の家具	0.02	5.6%	即時撤廃	オランダ、ドイツ、英国等

出典 : Global Trade Atlas

関税撤廃により裨益する企業の例

企業例	製品	EU側の関税率	主な輸出先
H社(高知)	刃物	2.7%	ドイツ、イギリス
M社(広島)	化粧筆	3.7%	フランス
O社(岩手)	南部鉄器	3.2%	フランス

原産地規則

(概要)

- ✓ 輸入される製品が、本協定に基づく関税の撤廃又は削減（関税上の特惠待遇）の対象となる原産品として認められるための要件及び特惠待遇を受けるための証明手続等を規定。

(交渉結果)

- ✓ 原産品の累積と生産行為の累積(※)の両方を選択的に適用可能な、いわゆる完全累積制度を採用。
 - ※原産品の累積：自国内での製品の製造に相手国の原産品を使用する場合には、それを自国の原産材料とみなすことが認められる規定。
 - ※生産行為の累積：自国内での製品の製造に非原産材料を使用する場合であっても、その非原産材料の製造過程で生じた相手国内での生産行為（材料として使用された相手国の原産品や相手国内で生じた製造経費等）については、自国内で製造される製品が原産品であるかどうかの判定にあたって考慮することが認められる規定。
- ✓ 輸出時における原産地証明書の取得手続が不要となる自己申告制度(※)を採用。
 - ※自己申告制度：輸出者又は生産者が自ら原産地申告書（製品がEPA上の原産品である旨を明記した書面）を作成し、輸入者がそれを輸入国税関に提出することを通じて、又は輸入者が自らの知識に基づき製品がEPA上の原産品である旨を税関に対して示すことを通じて、EPA税率の適用申請を行う制度。
- ✓ 輸入国税関は製品の原産性に疑義がある場合には輸出国税関を通じて確認を行う（間接確認）。

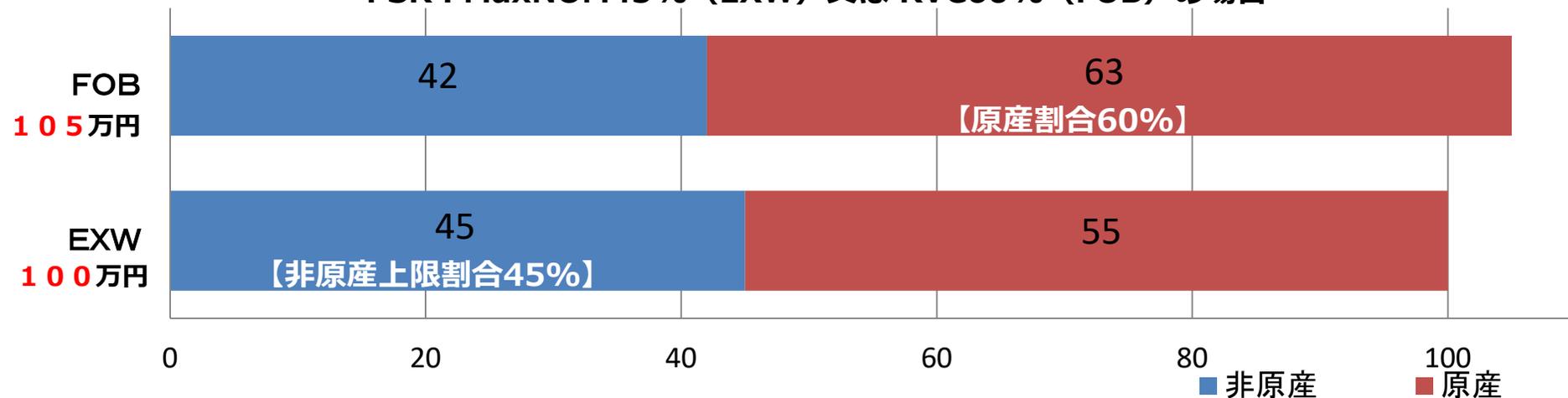
原産地規則(品目別原産地規則の例)

品目	付加価値基準	関税分類変更基準	加工工程基準
自動車	MaxNOM45%(EXW) 又は RVC60%(FOB)	—	—
自動車部品	MaxNOM50%(EXW) 又は RVC55%(FOB)	4桁変更(CTH)	—
ジャケット	—	—	—メリヤス編み又はクロセ編み 及び —織物の裁断を含む組立 等
筆記用インキ	MaxNOM50%(EXW) 又は RVC55%(FOB)	CTSH	化学反応、精製 等

(参考) FOBとEXWの閾値の比較

原産割合(RVC)・非原産上限割合(MaxNOM)の計算に際し、FOBベースの割合とEXWベースの割合との間には5%の差異が設定されている。

PSR : MaxNOM45% (EXW) 又は RVC60% (FOB) の場合



政府調達

(交渉結果)

- ✓ 日EU共にWTO政府調達協定（GPA）に加盟していることから、GPAで約束している内容を基本とし、日EU供給者の政府調達市場への参加を促進するため、日EU双方が市場アクセスの改善を実現。
- ✓ EU加盟国の国レベルの機関を日本に対し新たに開放。また、鉄道分野に関し、EU側はGPAでは日本企業をEUの鉄道市場から除外可能としていたが、鉄道産品の一部につき日本に対し市場を開放。

サービス

(交渉結果)

- ✓ サービス貿易の最恵国待遇等について規定。ネガティブリスト方式（原則全てのサービス分野を自由化の対象とし規制の根拠となる措置や分野を列挙）を採用しており、規制の現状が明確となり透明性が向上。

サービス業も含めた幅広い分野での日本企業の海外展開にメリット。

- ✓ 自然人の入国及び一時的な滞在については、（会社等）設立目的の商用訪問者、投資家、企業内転勤者、契約に基づくサービス提供者、独立の自由職業家、短期商用訪問者について、入国と一時的滞在の許可にかかるルールの明確性、及び数的制限等の規制を設けてはならないこと等を確保。

E Uで商談、サービスの提供、駐在などを行う企業にメリット。

投資自由化

(交渉結果)

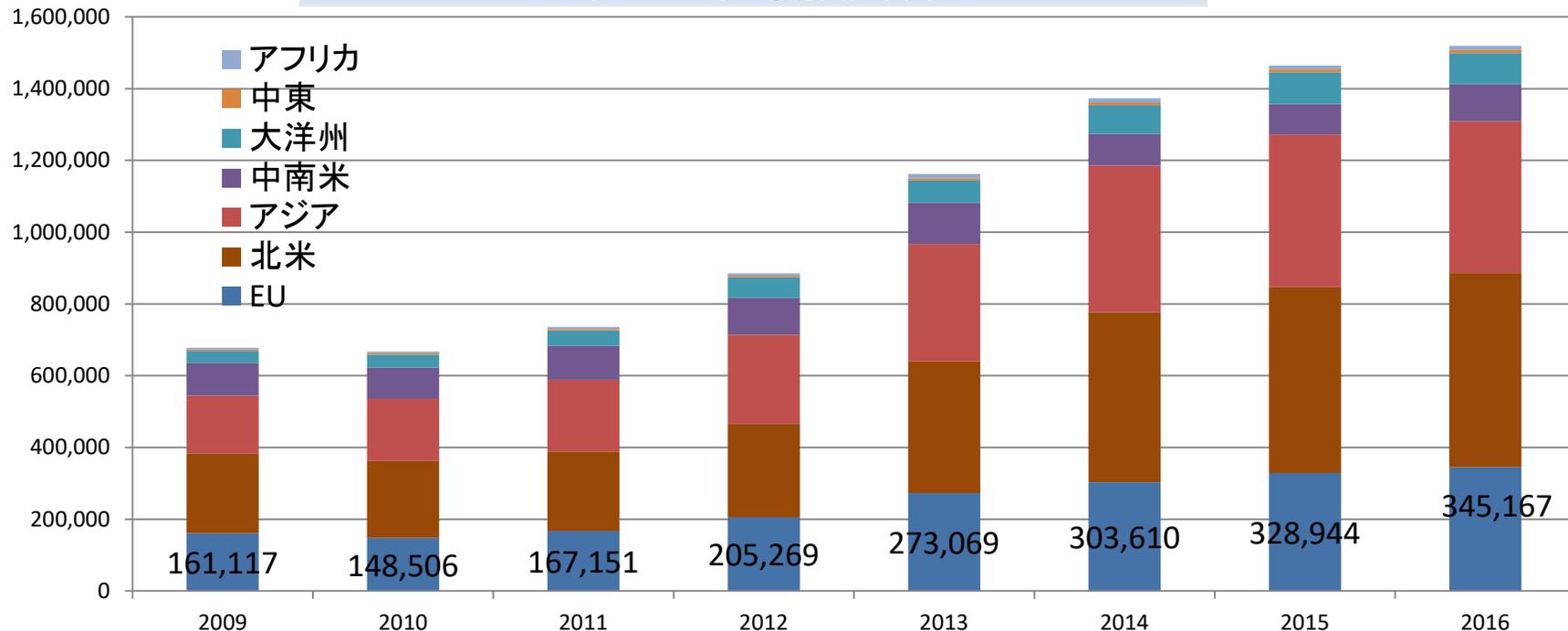
- ✓ これまでいずれの E U 加盟国とも締結していなかった投資に関するルールを新たに規定。
- ✓ ローカルコンテンツ要求, 技術移転要求, 投資家が締結するライセンス契約に関するロイヤリティ規制の禁止を規定。
- ✓ 原則全ての分野を自由化の対象とし, 自由化を留保する措置や分野を列挙するネガティブ・リスト方式を採用し, 透明性の高い自由化約束を確保。

E U 市場に進出した我が国企業がビジネスをする上での予見可能性が高まる。

(参考) 日本企業による投資・雇用創出

(単位: 億円)

日本からの直接投資残高



出典：日本銀行

EUにおける日本企業の活動

企業数: 2,942社

従業員数: 542,626名

イギリス	159,205	ドイツ	64,613	ベルギー	50,211
フランス	41,513	イタリア	35,488	オランダ	34,554
スペイン	19,688				

出典：海外事業活動基本調査(平成27年度実績)

電子商取引

(交渉結果)

- ✓ ソフトウェアのソース・コードの移転又は当該ソース・コードへのアクセスの要求の禁止。
企業にとって機密情報にあたるソースコードの開示を求められることを抑制する効果。
 - ✓ その他、以下についても規定。
 - 日EU間における電子的な送信に関する関税賦課の禁止。
 - 電子商取引の利用に係る消費者保護に関する措置を採用・維持することの重要性。
 - 電子署名や電子的な手段による契約等について、電子的な形式であることのみを理由に原則として法的効力が否定されてはならないこと等。
- 電子商取引の安全性・信頼性を確保するためのルールが整備され、ITを利用して日本にいながらにして商品取引・サービス提供を行う企業にメリット。

(参考)個人情報の越境移転

○個人情報保護委員会熊澤委員と欧州委員会ヨウロバー委員との会談
(個人情報保護委員会公表資料(抄))
(東京, 2017年12月14日)

個人情報保護委員会熊澤委員と欧州委員会ヨウロバー委員は、日EU間の個人データ移転について会談を行い、双方の制度間の関連する相違点に対処するための、法令改正を行わない形での解決策について確認するとともに、今後、その詳細について作業すること、また、**2018年第一四半期に、最終合意することを想定し、委員レベルで会談をもつこと**で一致した。

【参考】

2017年7月3日には、個人情報保護委員会と欧州委員会委員との会談において、2018年の早い時期を目標に、双方の制度に基づき相互の個人データ移転を可能とするための手続きを進めることを確認した。

なお、2017年7月6日には、日EU定期首脳会談において、上記の委員レベルの対話を評価し、2018年の早い時期を目標に作業を進めることを再確認する旨の政治宣言が発出された。

(交渉結果)

- ✓ 特許、商標、意匠、著作権及び関連する権利、営業秘密及び医薬品等の開示されていない試験データ等の知的財産を対象に、T R I P S 協定よりも高度な規律を規定
 - ✓ 権利取得手続の透明化、知的財産権の行使（民事上の権利行使手続及び国境措置）、協力及び協議メカニズム等について規定し、知的財産権の保護と利用の推進を図る
- E U において我が国企業が今後も安心してビジネスを展開できることが期待

その他

(交渉結果)

□ 中小企業

- ✓ 日EU・EPA上の諸ルールについての中小企業向けウェブサイトを活用することにより、中小・中堅企業がEPAの便益を容易に理解できるようになる。

□ 規制協力

- ✓ 日・E Uで双方の規制上の課題について議論をする枠組みを構築
- ✓ 上記枠組みが確保されることで、規制・基準策定の際の透明性向上が図られるとともに、日欧間の規制・基準の調和が図られる。

□ 貿易の技術的障害

- ✓ E U域内での規制の統一的運用を確保
- ✓ 日E U間の協力により、国際的なルール作りを先導